

親族の同意書について

家庭裁判所は、申立ての内容や誰が成年後見人（保佐人・補助人）として適任であるかなどについて、親族の皆さんの意見を参考にして手続を進めています。

親族の皆さんに異論がない場合、申立て時に、皆さんの同意書を提出していただきますと、比較的、速やかに手続が進みます。

同意書を提出していただく親族は、仮に現時点で本人が亡くなった場合に、相続人となる方々です。例えば、本人の配偶者や子どもです。本人に子どもがいない場合は、配偶者と両親やきょうだいです。

なお、親族が遠方にいたり、これまでの経緯から同意を得るのが難しいといった事情がある場合など、同意書の提出が不要となる場合もあります。

※ 同意書の用紙は、人数分をコピーして使用してください。